様式１－１　指定場所配達に関する依頼書

指定場所配達に関する依頼書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

日本郵便株式会社

　　　　　　　　　　郵便局長

私及び同居人宛の郵便物等について、不在等の場合には、次のとおり指定場所に配達する  
よう依頼します。

本依頼書は、貴社より提示のあった「ご留意事項」に同意の上、提出するものです。

|  |  |
| --- | --- |
| ご依頼者の氏名 | フリガナ |
|  |
| ご依頼者の住所 |  |
|  |
|  |
| ご自宅電話番号 | －　　　　　　－ |
| 携　帯　電　話 | －　　　　　　－ |
| 実施希望時期 | 年　　　月　　　日　（　　）以降 |
| 指　定　場　所 | 指定場所（チェックボックスにチェックを入れてください。）  □ 集合住宅向け宅配ボックス（書留等の配達：□希望する □希望しない）  □ 戸建住宅向け宅配ボックス（書留等の配達：□希望する □希望しない）  □ 宅配ボックス以外 例：玄関前・メーターボックス・物置・車庫 等  （指定場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※ 集合住宅向け宅配ボックスで書留等の配達をご希望される場合、受領証の発行機能が必要です。 |
| 略図（設置場所、形状等を記入してください。） |

　　注：本用紙の提出に当たっては、別紙「ご留意事項」を十分お読みの上、郵便局に提出して  
いただきますようお願いします。

なお、「ご留意事項」は、お客さまのお手元にご保管ください。

別　紙

ご 留 意 事 項

　「指定場所配達に関する依頼書」の提出に当たっては、次の事項を十分お読みの上、お客さまがお住まいの地域の配達を受け持つ郵便局(以下「配達局」といいます。)に提出いただくようお願いします。

　依頼書をご提出いただいた後、配達局から受理又は不受理のお知らせを送付いたします。

１　ご利用条件

(1) ご依頼に当たっては、次の要件ア～ウを備えた一箇所を、お客様及び同居人（以下「受取人」といいます。）がご不在等の場合に配達する場所（以下「指定場所」といいます。）として、選定していただきますようお願いします。ご依頼を受けた場所は、あらかじめ配達局において確認をさせていただき、適当でない場合は、その旨を「指定場所配達に関する依頼書」に記載されている電話番号その他の方法により連絡させていただきますので、実施希望時期までに余裕をもって提出していただくようお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| ア | 受取人の住所又は居所と同一建物内又は同一構内であること |
| イ | 郵便物等が外部から容易に判らず、事故のおそれがないこと |
| ウ | 降雨等により、郵便物等が汚損するおそれがないなど、郵便物等を安全に保管できること |

(2) 書留郵便物等の配達をご希望される場合、上記ア～ウに加え、次の要件エ～オが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| エ | 正当受取人のみが受領できる機能を有した宅配ボックスであること  (例：鍵や暗証番号で開錠できる機能を有した宅配ボックス等) |
| オ | 集合住宅の場合…郵便物等の収納と同時に、配達日時、マンション等の名称、配達先の部屋番号、 収納したボックス番号が印字された受領証の発行機能を有していること  戸建住宅の場合…盗難を防ぐため、アンカー等により躯体などへ固定されていること |

２　受取人宛ての郵便物等について、受取人がご不在等の場合は、次のとおり指定場所に郵便物等を配達等いたします。

(1) ゆうパックのように、受取人の受領印が必要な郵便物等については、郵便物等を指定場所に配達した後、当該郵便物等の配達証に、配達担当者が配達日時及び配達場所を記入し、配達の証印又は署名を行うことによって配達が完了します(受取人の受領印を要しない郵便物等については、指定場所に郵便物等を差し置いたことによって配達が完了します。）。

(2) 降雨等により郵便物等を汚損するおそれがある、郵便物等を安全に保管できないその他の理由により指定場所に郵便物等を配達できない場合は、郵便物等を配達局に持ち戻ります。

(3) 上記(2)により、郵便物等を配達局に持ち戻る場合は、ご不在連絡票により受取人にお知らせし、受取人のご希望される方法で再配達等します。

３　指定場所に配達を行うことができる郵便物等は、速達、配達時間帯指定郵便及び配達日指定郵便とする郵便物等を含む次の郵便物等です。

(1) 郵便受箱等に入らないゆうメール、ゆうパケット及び郵便物(国際通常郵便物を含みます。)

(2) ゆうパック(国際小包郵便物を含みます。)

(3) 特定記録郵便物等（国際特定記録郵便物を含みます。）

(4) ＥＭＳ郵便物

(5) 書留郵便物等（項番１の全ての要件（エ～オを含む）を満たす宅配ボックスに限りますので、ご注意ください。）

　　　※　対象外郵便物等

　　　　　現金を内容とする書留、配達証明、特別送達、本人限定受取、返信依頼郵便、代金引換、保冷、生ものを内容とする郵便物等、料金・運賃又は手数料の支払を要する郵便物等、受取通知又は保険付とする国際郵便物、税付郵便物

４　その他

(1) 指定場所に郵便物等を配達した後、万一当該郵便物等の亡失等があった場合は、郵便局は損害賠償を行いません。

(2) 指定場所に配達された郵便物等に、毀損等外部に異状がある場合や不審な点等がある場合は、開封せず、すぐに配達局まで連絡してください。

(3) 指定場所が郵便物等を安全に保管できない等の場合は、「指定場所配達に関する依頼書」に記載されている電話番号その他の方法により連絡させていただくことがあります。

(4) 戸建住宅向け宅配ボックスには弊社が作成する二次元コードを宅配ボックス内に貼付させていただきます。なお、指定場所配達の対象となる書留郵便物等の配達は、二次元コード貼付後に開始いたします。

(5) 指定場所配達について、変更、一時停止又は中止をご希望される場合は、実施時期まで余裕をもって、配達局に連絡してください。

(6) その他ご不明な点等につきましては、配達局にお尋ねください。